

湖西市低入札取扱要領の運用基準

(調査基準価格の決定)

第3条関係

(1) 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算出するものとする。

① 直接工事費とするもの

- ・直接工事費
- ・工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
- ・機器費（機器価格）

② 共通仮設費とするもの

- ・共通仮設費
- ・間接労務費
- ・二次労務費
- ・設計技術費

③ 現場管理費とするもの

- ・現場管理費
- ・工場管理費
- ・機器間接費（技術者間接費、機器管理費）
- ・据付間接費

④ 一般管理費等とするもの

- ・一般管理費等

(2) 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事、解体工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各項目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。

① 直接工事費とするもの

- ・直接工事費の10分の9

ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の8とする。

② 共通仮設費とするもの

- ・共通仮設費

③ 現場管理費とするもの

- ・ 現場管理費
- ・ 直接工事費の 10 分の 1

ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の 10 分の 2 とする。

- ④ 一般管理費等とするもの
- ・ 一般管理費等

(3) 調査基準価格を算定する際の端数計算については、金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、入札書比較価格（調査基準価格に 108 分の 100 又は 110 分の 100 を乗じて得た額をいう。）については、対象工事の予定価格算出の基礎となった設計金額の算出に用いた積算基準等に定める端数計算の単位に倣い、当該端数金額を切り捨て（予定価格に 10 分の 7.2 を乗じて得た額を調査基準価格とするときにあっては、切り上げ）るものとする。

第 3 条第 2 項関係

(4) 建築工事の解体工事であって、過去の実績等により調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲で、第 3 条関係の(2)の①の額に 0.8 を乗じて算出した額とする。

(直接工事費 $\times 9.7/10 \times 0.8$ + 共通仮設費 $\times 9/10$ + 現場管理費 $\times 9/10$ + 一般管理費等 $\times 6.8/10$)

(調査資料)

第 6 条第 2 項関係

低入札価格調査に係る資料（様式第 1 号）及び契約予定の下請負人に係る資料（様式第 2 号）以外の市長が必要と認める資料とは、次に掲げる資料をいう。

- ① 契約予定の下請負人から徴した見積書の写し
- ② 資材購入、機械リース、建設副産物処理、警備業務（交通誘導員等）その他対象工事に係る契約予定先から徴した見積書の写し
- ③ 調査対象者が、法人税、消費税、湖西市税等を滞納していないことを確認するための資料
- ④ 調査対象者の経営状況を確認するための資料
- ⑤ 品質証明員の資格要件を満たしていることを確認するための資料（低入札価格調査の対象となることによって品質証明員が必要となる工事に限る。）
- ⑥ 入札参加資格を満たしていることを確認するための資料（入札参加資格を確

認していない工事に限る。)

(契約審査委員会の委員)

第7条第3項関係

(1) 湖西市職員職名規則（昭和59年湖西市規則第4号）第3条第1項の技術職員に該当する市職員のうち、別に定めるところにより指定された5人とは、次に掲げる者とする。

- ① 環境部長
- ② 都市整備部長
- ③ 上下水道課長
- ④ 土木課長
- ⑤ 都市計画課長

(2) (1)に掲げる者の中、工事主管課長又は工事担当課長と重複する者がいる工事にあっては、その者に代えて都市政策課長又は教育総務課長を充てるものとする。ただし、2人のうち教育総務課長を優先するものとする。

(3) (1)及び(2)に掲げる者については、土木工事への理解度、建築工事の理解度、所属のバランス等を考慮して、別表に掲げる者の中から、毎年度、委員長の了解を得て選出するものとする。

別表

優先順位1	湖西市建設業者等選定委員会要綱（昭和52年湖西市告示第71号）第3条第2号に掲げる者
優先順位2	資産経営課長、環境課長、廃棄物対策課長、上下水道課長、危機管理課長、都市政策課長、土木課長、都市計画課長、建築住宅課長、教育総務課長

(監督検査体制の強化等)

第9条関係

(1) 監督体制の強化は、次のとおり行うものとする。

① 工事担当課長は、受注者から調査資料として提出された資材等の購入代金、機械等のリース代金、警備業務の請負代金等に関して実際の契約内容が確認できる書類、施工体制台帳（再下請負通知書及び添付資料を含む。）及び下請負人通知書の提出があった場合は、必要に応じて、その内容についてヒアリングを行うものとする。

② 工事担当課長は、①で提出された書面の記載内容が、調査資料に記載されて

いる予定契約者又は予定契約者の見積書金額と異なる場合は、受注者に理由を求める、合理的な理由のない場合は、担当検査員と対応を協議するものとする。

- ③ 工事担当課長は、受注者から施工計画書の提出があった場合は、必要に応じて、その内容についてヒアリングを行うものとする。
- ④ 監督員は、監督業務における段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いを原則として、入念に行うものとする。

また、提出された施工計画書等の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聞くものとする。

- ⑤ 監督員は、完成時に不可視となる箇所については、写真管理の指導及び立会いを行い、管理を徹底するものとする。
- ⑥ 監督員は、別に定めるところにより、受注者による実質的な関与の状況を点検するものとする。
- ⑦ 監督員は、担当検査員と中間検査の回数に関して協議を行うものとする。

(2) 検査体制の強化は、次のとおり行うものとする。

- ① 担当検査員は、中間検査の回数を1回以上は増やすものとする。
- ② 担当検査員は、必要に応じて、監督業務の実施状況を確認するものとする。

(法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合の運用)

別表中第3の項関係

- (1) 契約予定の下請負人が社会保険等未加入者の場合の手続は、別記第1に定めるところによるものとする。
- (2) 契約予定の下請負人が相指名業者の場合の手続は、別記第2に定めるところによるものとする。

附 則 (平成23年2月28日制定)

この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日改正)

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日改正)

この運用基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月4日改正)

この運用基準は、平成28年1月4日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日改正)

この運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 27 日改正）

この運用基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 1 日改正）

この運用基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日改正）

この運用基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日改正）

この運用基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 30 日改正）

この運用基準は、令和年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日改正）

この運用基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日改正）

この運用基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 13 日改正）

この運用基準は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日改正）

この運用基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日改正）

この運用基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日改正）

この運用基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1

（社会保険等未加入者に該当する下請負人の有無の確認）

- 1 提出された調査資料において、調査対象者が社会保険等未加入者との下請契約を予定しているかどうかを確認するものとする。
(特別事情申請書の提出状況の確認)
- 2 社会保険等未加入者と下請契約を締結しなければならない具体的な理由を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）が調査対象者から提出されているかどうかを確認するものとする。
(特別事情申請書が提出されなかった場合)
- 3 特別事情申請書の提出がなかった場合にあっては、社会保険等未加入者と下請契

約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情を有しないものとみなし、契約審査委員会の審査に付した上で、契約の内容に適合した履行ができないおそれがあるとの判断を行うものとする。

(特別事情申請書が提出された場合)

4 特別事情申請書が提出された場合にあっては、次により対応するものとする。

- (1) 説明聴取の場の活用等により、当該社会保険等未加入者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情が認められるかどうかの調査を行うものとする。
- (2) 特別の事情が認められるかどうかを判断した場合にあっては、契約審査委員会の審査に付すものとする。
- (3) 審査の結果、特別の事情を有しないと認められた場合にあっては契約の内容に適合した履行ができないおそれがあるとの判断を行うものとする。
- (4) 審査の結果、特別の事情を有すると認められた場合であって、契約内容に適合した履行ができると認められたときは、調査対象者に対して、当該社会保険等未加入者との下請契約を締結した日から 30 日以内に保険に加入したことが確認できる資料の提出を求めるものとする。

別記第 2

(相指名業者に該当する下請負人の有無の確認)

1 提出された調査資料において、調査対象者が相指名業者との下請契約を予定しているかどうかを確認するものとする。

(追加資料の提出要請)

2 相指名業者との下請契約を予定していることを確認したときは、速やかに調査対象者に対して相指名業者に該当する入札参加者を示し、次に掲げる場合の区分に応じて当該区分に定める資料を提出しなければならない旨を通知するものとする。この場合において、提出期限は原則として、7 日後を指定するものとする。

(1) 当該相指名業者を下請負人としなければならない場合

相指名業者と下請契約を締結しなければならない具体的な理由を記載した書面（以下「相指名業者による下請負承諾願」という。）

(2) (1)以外の場合

- ・ 当該相指名業者以外の者（以下「新下請予定者」という。）から徴した見積書の写し
- ・ 契約予定の下請負人に係る資料（様式第 2 号）（新下請予定者の情報が記載されたもの）

(追加資料の提出がない場合)

- 3 指定した提出期限までに追加資料が提出されないときは、当該相指名業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情を有しないものとみなし、契約審査委員会の審査に付した上で、契約の内容に適合した履行ができないおそれがあるとの判断を行うものとする。

(追加資料として相指名業者による下請負承諾書の提出があった場合)

- 4 相指名業者による下請負承諾書が提出された場合にあっては、次により対応するものとする。

- (1) 説明聴取の場の活用等により、当該相指名業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情が認められるかどうかの調査を行うものとする。
- (2) 特別の事情が認められるかどうかを判断した場合にあっては、契約審査委員会の審査に付すものとする。
- (3) 審査の結果、特別の事情を有しないと認められた場合にあっては契約の内容に適合した履行ができないおそれがあるとの判断を行うものとする。
- (4) 審査の結果、特別の事情を有すると認められた場合であって、契約内容に適合した履行ができると認められたときは、調査対象者に対して、当該相指名業者との下請契約を承諾する旨を通知するものとする。

(追加資料として新下請予定者から徴した見積書等の提出があった場合)

- 5 2の(2)に掲げる資料が提出された場合にあっては、次により対応するものとする。

- (1) 新下請予定者の見積書金額が当該相指名業者の見積書金額を越えている場合にあっては、その差額の影響その他必要な調査を行うものとし、その結果を契約審査委員会の審査に付すものとする。この場合において、差額が大きいその他詳細な確認が必要と認められるときは、調査対象者に対し、その差額の取扱いを記した書面の提出を求めるものとする。
- (2) 新下請予定者が社会保険等未加入者に該当するときは、特別事情申請書が添付されているかどうかを確認するものとし、別記第1による対応をも行うものとする。
- (3) 新下請予定者が相指名業者に該当するときは、相指名業者による下請負承諾願が添付されているかどうかにかかわらず、契約審査委員会の審査に付した上で、契約の内容に適合した履行ができないおそれがあるとの判断を行うものとする。